

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-1	野良猫等が中庭や家庭菜園している敷地等に糞をされて、大変迷惑（処理・精神的苦痛等）して、困っています。町としての野良猫迷惑防止の対策をお願いします。猫に餌を与えている方々もいる。対策は？	野良猫対策については、動物愛護法によって猫の処分を目的とした捕獲は行うことができず、エサやり行為を禁止することもできません。 そこで町では、国や県が推進している猫対策「地域猫活動」の取り組みを推進しているところであり、野良猫の繁殖抑制のための「無料不妊去勢手術チケットの配布」や、糞対策としての「猫トイレの普及促進」などを行っております。 「地域猫活動」とは、野良猫がこれ以上増えないように不妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に管理する地域住民と協力して取り組む活動です。 野良猫の数と被害を減らすことで、猫がいても気にならない「住民と猫が共生できる社会」の実現を目指し、町も地域猫活動を支援してまいります。	回答のとおり。（完結）	保健衛生課
9-2	字宮城1番地128（譜久村左官工業）角の交差点に信号機を設置してほしい。交差点での事故が増加している。 また、郵便局の前のバス通りのところのフクシマというところの交差点にタトゥーの店があり、夕方になるとタトゥーの店に駐車しているのが3台ぐらいある。。そうすると、向こうから来る「止まれ」のところを越えないと見えない。大通りの方が見にくい。よろしくをお願いします。	信号機の設置につきましては、地域からの要請を受け、信号機が必要と判断した場合は、町の方で設置付近の交通調査を行い、沖縄警察署へ要請します。要請を受けた沖縄警察署は、改めて現場調査を行い、信号機が必要と判断した場合は沖縄県公安委員会に進達し、最終的に公安委員会が必要と判断した場合に信号機が設置されることとなります。町としては沖縄警察署の設置基準を確認しながら、要請ができるのか調整してまいります。また、駐車違反の件についても沖縄警察署に要請していきたいと考えています。	宮城地域としての要請書を提出いただくよう促している状況です。沖縄警察署にも信号機の設置については申し伝えています。 駐車違反についても、パトロールの取り締まり強化、標識等の設置について、警察署に申し入れています。	総務課
9-3	馬場公園前の道路にスピードを落とす為の徐行の標識かバンプ等の設置をして欲しい。	スピードを落とす手法としては、ハンプや看板などがありますが、ハンプについては設置にあたって振動が出るなどがあり、まず、注意喚起の看板を先に設置していきたいと考えています。 これについては、現地の場所を確認して看板の位置も決めた上で取り組んでいきたいと思えます。	現地確認済み。電柱に巻き付けサインを予定しています。	土木課
9-4	宮城海岸道路（1班から0番地に向けて）に放置車輛等がある様ですが、実態の把握は？	放置自動車については、条例に基づいてマニュアルに沿って対応したいと思えます。ワイヤがされていない浜屋そばの前については、担当課の方で現状4台確認されています。手続としてはそれぞれの車に警告などの貼り紙を数回行い、それから放置車両なのか廃棄されたものなのかを区分し、対応していきたいと思えます。	注意・警告の貼り紙を行い、条例に基づいて対応していきます。	土木課
9-5	道路の側溝の蓋やグレーチング等がガタツキ音があるので対策して欲しい。	町内の側溝のガタツキ音については多数あるので、順次対処していきたいと思えます。	宮城4号線（浜川小前面道路）対応済み。（完結）	土木課
9-6	浜屋そば前の公園が資材置場で利用しているが付近住民及び宮城区に説明会等の把握は？	浜屋そば前の資材置場になっている場所は道路用地で、隣接する民間工事のために使用を許可しております。施工業者から現場周辺の方には、工事のお知らせと協力願いをを行っていることを確認していますが、連絡がなかったということについては、町の方からも指導したいと思えます。	施工業者に指導済み。現在は民間工事は完了しており資材置場は撤去されています。（完結）	土木課

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-7	宮城海岸線は約25年前に区で名称を公募し、サンセットビューラインに決定した。宮城海岸にこの記念碑を設置してもらいたい。 また、北谷町がサンセットビューライン構想を策定したという記事を見たが、この名称はどこからもってきたのか。また、サンセットビューラインに決定したものがいつの間にか宮城海岸に戻っていた。このいきさつについてもお聞かせ願いたい。	宮城海岸の管理者である沖縄県中部土木事務所に確認したところ、宮城海岸に設置することはできないということで確認しています。（土木課） サンセットビューライン構想は、昨年度、安良波公園から砂辺馬場公園のところまでの西海岸の一体的なまちづくりを進めるために策定しました。これは、西海岸をもっと有効に活用していくため、各施設で管理する省庁が違いますが、役場内で同じような認識で整備を進めていこうという構想です。これから庁内で組織も作り具体的に整備を進めていきたいと思っております。 現在、サンセットビーチの改良工事があり、砂辺馬場公園や砂辺の浜も一体的に空間が作れるよう計画しています。そして、美浜公共駐車場を中心にまちづくりを展開していく構想もあります。皆さんご存知のとおり鉄軌道も北谷町を寄って北部に進んでいきます。これは私たちのこれまでのまちづくりが評価された成果だと思っております。 また、今後も私たちが世界水準のウォーターフロントということで、また、これから超高齢化社会に進んでいく中で、町民にも優しいまちづくりということで、安心して西海岸をウォーキングなど歩いてサービスを受けられるような空間を演出していきたいということで、この構想を作っています。これから具体的な事業を実施していきたいと思っております。（企画財政課）	回答のとおり。（完結）	土木課
9-8	つばみっ子保育園の角のT字路は、道路がくの字にカーブしていて見通しが悪い、ガソリンスタンド（ハートフル）側から、T字路へは下りの為、スピードを出したまま降りてくる車が目立つ、とても危険であり対策を考えて欲しい。	現地を見ながら注意看板を設置して対応したいと思います。	現地を確認済み。電柱に巻き付けサインを予定しています。	土木課
9-9	宮城1番地565の角の十字路はカーブになっていて、見通しが悪い。近くに住んで居る住民から「事故がよく起きている、大きな事故が起きないうちに、安全対策を考えて欲しい。」「外人車輛が多いこともあり、表示の工夫も必要ではないか」「信号を設置してもらおう方がいい」という声があります。	宮城2号線や浜川小学校付近の交通安全対策として、横断幕の設置やポールの設置、路面標示、徐行運転の電柱表示など運転者の視覚に訴える対策を講じております。しかしながら、不安の声がまだまだあり、何らかの対策が必要と考えておりますので、沖縄警察署、沖縄地区交通安全協会、自治会長と協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。有効な手段として、ゾーン30という緑の路面表示がありますので、これについても警察に確認しながら考えていきたいと思っております。	回答のとおり、継続中。	総務課
9-10	浜川小学校前の道路について、側溝にひび割れ・陥没の危険のある箇所があります。危険なので整備をお願いしたい。人が歩くと側溝が動いて音がします。夜中など安眠の妨げになるので対策をとって欲しい。	町内の側溝のガタツキ音については多数あるので、順次対処していきたいと思っております。	補修済み。（完結）	土木課

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-11	浜川小学校前の道路について、歩道一部陥没箇所（A-1号棟前1番地425、現在は土で応急措置？）が見られます。点検補修をお願いします。	現地を確認していますので、対処して行きたいと思います。	補修済み。（完結）	土木課
9-12	コンドミニアム等宿泊施設のゴミ収集について、ゴミの収集日でない日に、ゴミが出されることがある。町としてはどのような対策を取っているのか教えていただきたい。	質問にある宿泊施設については事業所になるため、町による収集ではなく民間の許可者による収集になります。収集日は事業所と許可者との取り決めになるため、曜日による指導は行っておりません。しかし、ゴミが出しっぱなしになっていたり、分別が出来ていない状態であれば中部保健所を通して事業者に対し指導を行います。また、ごみの出し方に問題がある場所について、中部保健所から町に指導の依頼があれば、町の方でも指導して行きたいと思います。	回答のとおり。（完結）	保健衛生課
9-13	宮城公園の高木について、現在公園内には、モクマオウの木があります。モクマオウは台風などの強風の度に葉が落下し、近隣住民の敷地や道路に大量にたまるので、住民から他の樹木に植え替えて欲しい（黒木などがいいのでは）との声があります。現在数本のモクマオウが枯れている現状（18本のうち7本が立ち枯れ）もありますので検討をお願いしたい。	現場を確認していますので、モクマオウについては撤去していきま	モクマオウの撤去工事を発注しており、令和元年度中に撤去の予定となっています。	土木課
9-14	宮城公園の高木について、現在、落ち葉が道路に飛び散らないように、公園北側の囲いの柵に飛散防止の板が取り付けられていますが、東側、西側にも飛散防止対策をしていただきたい。	公園北側の柵に取り付けられている板は、土砂の流出防止の目的で設置された土留め板となっています。落葉対策については、地域振興センターによる道路を含めた定期清掃で対応したいと考えております。	回答のとおり。（完結）	土木課
9-15	防音工事等による左官工事で、器具の洗浄等が側溝のグレーチングの所で行われ、セメント、砂等が側溝に流されている。その結果、側溝の水捌け等が悪くなっている。個人では作業が無理なので町の協力で堆積物の除去をお願いしたい。	現地を確認して対処したいと思います。また、側溝にセメント等を流すのはよくないので、確認した上で左官業者に指導したいと思います。	側溝断面が小さく堆積物の除去が困難ですが、水は捌けているので、継続して状況を確認していきます。	土木課

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-16	<p>民泊や旅館業について、近くの住宅が2018年中旬頃から旅館業に移行、その為に、私達近隣住民は次の諸問題で穏やかな生活環境が脅かされている状況です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自宅敷地内（灯油タンク、ガスボンベ、ボイラー 空調設備の室外機等）にタバコの吸殻が投げ込まれる。 2. 宿泊者の騒音（ラップ音楽の音がうるさくて、夜の9時頃に警察に対応してもらったことがある。） 3. 屋外のデッキに生ゴミが2週間ほど放置されていた。その間に宿泊者の入れ替わりが数回ありました。 4. この様な諸問題が発生する度に私が中部保健所や北谷役場に電話で伝えざるを得ない状況です。 5. 当旅館に時々、Yナンバー車輛の所有者が週末に宿泊して、ラップ音楽の騒音で非常にうるさく、夜の9時に警察に電話して対応してもらった事もありました。 <p>これらの諸問題の発生の理由の一つに管理人不在の営業許可の様に思われます。以上の事を考えるとこの法律の矛盾を感じざるを得ません。この法律の目的は、空き家対策、旅行者への宿泊提供だとすれば良いと思います。しかし、現状は近隣住民の穏やかな生活が脅かされています。この現状はこの法律の範囲内ですか？範囲外ですか？この様な悪い事が起こらないで、平穏な生活ができるような明るい北谷町でありますように祈ります。どうぞ 早急な解決策をお願い致します。</p>	<p>町内における宿泊業（民泊及び旅館業）の営業許可等の管理者は県中部保健所となっておりますが、旅館業法改正に伴う無許可での宿泊業に対するの刑罰は厳罰化されたものの、基準自体は幾分緩和された内容となっております。この法施行により、比較的安易に宿泊業を営むことができることとなったため、これに伴う地域住民の生活環境の悪化が懸念される場所です。</p> <p>本町では、近年、民泊等の苦情等は、騒音、ゴミ出し、迷惑駐車等となっており、保健衛生課、商工観光課及び県中部保健所において、適宜対応しているところです。特に、町としましては、県中部保健所を介して家主（宿主）へ連絡を入れて強く改善を申し入れております。</p> <p>今後も民泊等の諸問題の早期解決に向けて、県中部保健所や庁内で定期的に情報交換しながら連携を強化し、民泊及び旅館業の健全な運営をはじめ、地域における良好な生活環境の確保に努めていきます。</p>	<p>回答のとおり。（完結）（商工観光課） 回答のとおり。（完結）（保健衛生課） 米軍人等の利用については「宿泊施設の近隣住民から騒音等の苦情が寄せられていること」及び「宿泊時のルールやマナーの遵守」を米軍人等に周知するよう、沖縄防衛局に要請しています。 （完結）（町長室）</p>	<p>商工観光課・保健衛生課・町長室</p>
9-17	<p>C-BUSの停留所を国体道路側の「大城皮膚科」「平田歯科」の最寄りに設置を強く希望します。現在、ニライセンターで下車し、病院まではタクシーを利用しており不便です。</p>	<p>6月1日よりルートが変更になり、北谷病院前にごございます「上勢頭」バス停留所にて停車いたします。こちらのバス停は国体道路に設置されておりますので、ご希望の「大城皮膚科」「平田歯科」をご利用の際はこちらのバス停留所をご利用ください。</p>	<p>回答のとおり。（完結）</p>	<p>企画財政課</p>

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-18	<p>近年の社会問題となっている民泊や旅館（宿泊業）は、政府のインバウンド（訪日外国人、旅行者誘致）政策のキーとして期待される。しかし、活用した住宅は、ホテル等の宿泊施設用の構造と違って、騒音などの対策が取られていない。</p> <p>改正旅館法が平成30年6月15日から施行され、それに伴う各種の基準、様式等に変更が有ります。行政側は、改正法施工日前に営業許可を受けた宿泊業者に対して、もう一度認可の見直しが必要ではありませんか？</p> <p>宮城区地域において、一戸建て住宅を活用した宿泊業については、利用者がインターネットのウェブサイトを通じて利用料を支払うというもの。</p> <p>家主不在型（24時間完全不在）で様々な問題が頻繁に発生しています。</p> <p>例えば、①不特定多数の利用者の出入りがあります。②金曜から週末にかけて、沖縄駐在米軍関係者（Yナンバープレート）が利用。③旅行に来ている高揚感もあり、深夜から朝まで窓を開けて大声で騒ぐ。④屋外で飲酒、喫煙、大騒ぎ 責任者不在の為、法律で取締りの手が届いていない。</p> <p>近隣住民に安心して生活できる環境と善良なる風俗？風紀？守るために、自治体と行政側は規制を強化することが必要ではありませんか？</p>	<p>町内における宿泊業（民泊及び旅館業）の営業許可等の管理者は県中部保健所となっておりますが、旅館業法改正に伴う無許可での宿泊業に対しての刑罰は厳罰化されたものの、基準自体は幾分緩和された内容となっております。この法施行により、比較的安易に宿泊業を営むことができることとなったため、これに伴う地域住民の生活環境の悪化が懸念されるようです。</p> <p>本町では、近年、民泊等の苦情等は、騒音、ゴミ出し、迷惑駐車等となっており、保健衛生課、商工観光課及び県中部保健所において、適宜対応しているところです。特に、町としましては、県中部保健所を介して家主（宿主）へ連絡を入れて強く改善を申し入れております。</p> <p>今後も民泊等の諸問題の早期解決に向けて、県中部保健所や庁内で定期的に情報交換しながら連携を強化し、民泊及び旅館業の健全な運営をはじめ、地域における良好な生活環境の確保に努めていきます。</p>	<p>回答のとおり。（完結）（商工観光課）</p> <p>米軍人等の利用については「宿泊施設の近隣住民から騒音等の苦情が寄せられていること」及び「宿泊時のルールやマナーの遵守」を米軍人等に周知するよう、沖縄防衛局に要請しています。</p> <p>（完結）（町長室）</p>	<p>商工観光課・町長室</p>
9-19	<p>7班地域内に「海拔標示板」を3カ所設置して欲しい。（港、宮城、浜川番地）</p>	<p>港、宮城、浜川3カ所への海拔表示板の設置については、場所を確認し、自治会長と場所を調整しながら、必要な場所については設置していきたいと考えています。</p>	<p>設置済み。（完結）</p>	<p>総務課</p>

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-20	<p>一点目に、港地域海岸線（西側）の防潮木が数年来の台風特に去年の台風24号で相当の被害があり、立ち枯れ状態の所も多く大型台風に強い樹木を植栽してほしい。</p> <p>二点目に、前記の遊歩道に防犯外灯（大型）を設置してほしい。</p> <p>三点目に、港地域西側遊歩道の丸形排水溝に土砂が溜まり、猫がフンをするので埋めてほしい。埋めてある場所もありますが一部残っています。また、雨天時遊歩道に土砂が流れてくるので防止植草をしてほしい。</p>	<p>一点目について、この地域は過去に台風があって大きな被害を受けたために50メートル沖出しして埋立てしております。樹木自体も潮に強い樹木を植えておりました。ただ、暴風ネットを撤去して、モクマオウが倒木していくうちに現在のようなかたちになっております。ここについては樹木や利用方法も含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>二点目の防犯灯について、この海岸線は海岸の管理用道路になっていきます。階段式護岸や釣り護岸があるため遊歩道のような使い方もありますが、防潮林が目隠しになると犯罪の危険性があるため、陸側にある本来の歩道側に誘導したいと思っています。ただ、現状はどちらも外灯がなくて暗い状態が続いていますので、サンセットビューライン構想を踏まえて、どちらの方に誘導していくか検討させていただきたいと思います。</p> <p>三点目の土砂が堆積している遊歩道については、地域振興センターの方で片づけをして土砂を止める対策を講じたいと思います。草等については、シルバー人材センターによる草刈りに対応していきたいと思いません。</p>	<p>一点目について、立ち枯れた樹木を取り除き、別の樹木を補植します。（農林水産課）</p> <p>二点目について、海岸管理道路側に照明設備を設置します。（農林水産課）</p> <p>三点目について、地域振興センターと調整予定です。（土木課）</p>	農林水産課・土木課

宮城区行政懇談会

令和元年11月30日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
9-21	<p>一点目に、私は現在、宮城海岸の防波堤沿いに居を構えており、去年10月の台風24号による高潮で、周辺道路の冠水及び敷地内への浸水の被害があった。地域の側溝や排水溝の処理能力が不足しているために冠水や浸水被害が出ていると思います。現に被害が起こっていて、気候変動などにより今後も被害が予想されます。安心・安全なまちづくりを掲げている町として、高潮による排水の処理等について、どういった対策を講じていただけるのか。浸水等の被害がある海岸沿いの地域については側溝の排水処理対策を緊急にやっていただきたい</p> <p>二点目に、住居表示を実施する法的な根拠はどこにあるのか。また、町の担当課の方に聞いたところ、住居表示の事業期間は40年になるとのことであった。町のメリットや住民のメリット、デメリットについてどのような観点から住居表示を実施するのかお聞きしたい。</p>	<p>一点目の排水能力については、計算上、処理能力に応じた整備をしております。海岸につきましては、宮城海岸は国交省海岸、浄水場側は農林水産省海岸となっており、浄水場側は少し高く、宮城海岸は若干低くなっており、それぞれ計算によって高さが異なります。満潮時に陸側に押し寄せてくる不等流の計算に基づいて整備していますが、先日の台風のように、通常よりも大きいものが来た場合に、そういう被害が出ているのかなと思います。これについては対応していきたいと思っています。日常管理に関しては、海岸側だけでなく、町内全域に関しても側溝が詰まっている部分があります。それに関しても随時、県道や国道のようにパトロールをして監視していきたいと考えていますが、行き渡らない部分があります。今回の行政懇談会の中でも色々指摘を受けていますので、反省をして管理に努めていきたいと思っています。（土木課）</p> <p>二点目の住居表示について、法的根拠については住居表示に関する法律と地方自治法の両方を組み合わせたものが根拠になります。事業期間については町全体の住居表示を実施するとすると40年ぐらいかかると想定しています。住居表示は一回で町域全体を実施することは難しいため、桃原のエリアを先行して実施し、その後、次のエリアというように順番に実施していきます。これが全体で40年ぐらいかかるのではないかと考えています。</p> <p>住居表示のメリットについては、現在、郵便配達などの誤配がありますが、これは現在の住所が土地の地番を用いており、同じ土地に家が数軒あるとこれらの家は同じ住所になってしまい、どの家に配達するのか分からなくなるため誤配になってしまいます。また、救急車などの緊急車両がどの家に行けばよいのか分からなくなってしまうという不具合もあります。これらを解消するために、町域全体で実施していきたいと考えています。</p> <p>まず桃原地域で実施していきますが、北谷町で住居表示を実施するのは今回が初めてなので、桃原の経験を培っていきながら、大きいエリアを増やしていくなど、なるべくスピードアップして実施していきたいと考えています。（都市計画課）</p>	<p>一点目については回答のとおり。（完結）（土木課）</p> <p>二点目の住居表示について、実施区域の住民の皆様に対し、説明会を開催し、周知用チラシを配布するなど合意形成に向けて取り組んでいます。（完結）（都市計画課）</p>	土木課・都市計画課
9-22	<p>宮城海岸でバーベキューをした後のゴミが散見される。この間、外人に注意したらノーサイン、看板がないのでやっていいと言っていた。日本人もバーベキューをしている。今後、宮城海岸でのバーベキュー禁止の看板を英語と日本語で表示して設置してほしい。</p>	<p>宮城海岸では現在、台風被害の復旧作業を行っており、注意事項の看板を撤去しています。工事完了後には看板を復旧しますが、ノーサインと言われたことについて、不足している部分については早めに設置していきたいと思っています。</p>	看板設置済み。（完結）	土木課